

中外新聞

合本

卷二



|       |
|-------|
| 1 祿 8 |
| 9     |
| 2     |



92

不許翻刻

慶應四年四月第三板

# 中外新聞

## 二卷

第八號  
第十三號

開物社印

中外新聞第八号

慶應四年三月廿一日



三月十五日の御觸書

此度 御征討使ごせいとうしの差下さげ相成あひな今十五日江戸表えどの討入うちいりの風聞  
 有之ありは又付つの歎願うんげん相成あひな以も大総督府だいそうとくふへ伺濟うかがひ申まをすで討入  
 の儀見合ぎみあ以も旨参謀しよまんとく西郷吉之助せいごうきちのすけ相答あひこた以も又付屋敷ついで并なら市中しちゆう共  
 猥とら又動搖どうごういいく意外いがいの不都合ふごごう相生あひまし以もてを以も外の儀がは  
 付諸事しよしよ静穏せいおんといいく由沙汰よし相待あひまちの様可致ようか以も

三月

第八号

此頃中世上の風聞は三月初旬京都より騒動ありと云ひ  
或は今月二日一戦ありと云ふ噂ありども全く傳聞の  
誤あり信用をばうしん

數日前上方より来り一人の話は近頃薩長二藩より京都は  
領地を献むるの議あり薩州は十萬石を奉り長州を先年侵  
掠の地を献む可いと云ふ此二藩を多年の骨折し王政  
を復し加増をも願ふ可きと却て自ら地を献ぜんとする  
を大に諸侯の地を削らんとする下心あるべし或る説は加  
賀を既し此事を聞きて十萬石の地を献むべき旨を申出せ  
しは薩人の取扱よく半高を差上くべしと云ひこれに加州

人大に不平あり由其他詳ある事はいまご相ふらざれども  
京都の議論を多分諸大名の半高を差上げきんる事と成る  
べしとの風聞あるよし

去る十五日頃より三街道の先鋒追々江戸へ入込み毎日市  
中を巡見を然まども先々平穩よく市中の者一同少く安  
堵を何卒暴発の異変なれなき様と致ししは記事あり此度  
くの如く穩あるハ日光宮様の取扱殊に勝安房守の尽  
力よく参謀西郷某の周旋に依り平和と成る由あり

○は觸書五通

近日以来追々同志を相うらひ隊名を私に唱へ甚しき者

本勤有之輩といふども私よ隊へ加をりし者も有之哉と  
相聞え心得違の事よ以後右様の儀を不相成い尤此為筋  
見込有之者ハ各其頭支配へ申立差図を可受い

三月

近国村民騒立いよ付為鎮撫に差遣い者の内より脱走いよ  
官軍へ對し不都合の所為も有之哉の趣相聞え右ハ兼  
く御出されい此趣意よ相背きい者共よ付嚴重の此處置可  
有之い付てい此上心得違無之様可致い

三月

田安中納言殿へ此預中の儀よ付諸向い田安殿此屋形

へ罷出此用取扱い様可致い委細の儀ハ大目付此目付可  
以承合い

三月

三海道官軍此陣營宿外近傍へ分隊止宿相成いよ付其段寄  
く向く一通達いよさるべき事

三月

東山道総督岩倉殿此先鋒四谷新宿へ逗首に致い処同所宿  
少の趣いよ市谷尾張殿屋敷へ今十八日繰入相成いへども  
此進撃の儀よ無之い百市中鎮靜いよ失礼られあき様  
嚴重相心得可申い

三月

○ 尾州侯市谷屋敷へ入るるに多分土州因州の兵あり本郷高輪へも多く入込既に昨今を山城内をも遊歩を近頃板倉伊賀守を行方を知らん小栗上野介を采邑の辺にて土民の一揆に襲われ其後如何ありや近藤勇も敗走の後行方詳あらん其外有名の劔客西洋学者医師等去て他郷に往きし者頗る多し日光山門主昨廿日駿府より山帰輿に成り山對談相整しや否も次冊に記さべし

○ 酒客は多く病を發し長生し難き事古今万国皆然り但し左に記し一人の如きを奇ありと謂ふべし英吉利人の手記に曰ハムブルグの商人ホンホルンとソル者此二年の間一商社の長より故平日往来せしが此年数の間も同人の飲むる酒の多き積り見るとフランスの數三万五千六百八十及べり是を平均算當れば一日の酒量大凡四壺半なり只今年齡九十歳より尚壯健あり此二年の内も平常より少く飲みの只兩日あり一日は妻の葬式一日は娘の婚禮の日ありと云

○  
三月十三日出京都友人の書状より洛中至て平穩にて何事も  
これなく市中一同安堵いゝ居いとる趣且又遷都の事よ  
付てを 朝廷より色々評議されり由あるも容易  
よ此決定よハ相成申間敷い但し 今上よハ近て大坂へ  
行幸ありせらるべき由

右書状を慥ある便りて信用とべき者あり今月初旬上方  
よ騒動ありし趣或ハ 天子比叡山へ 行幸ありし途中  
よて 鳳輦を奪ひ奉りしあど種々の妄説有之ハる世人  
の迷を醒さん為よるよ記ハ

又三月十一日出京都書状より曰 朝廷弥外國通信の開きよ  
て既よ去る三日外国人参 内相済申ハ尤去月晦日参 内  
途中乱妨人有之ハハ共右の儀ハ早速此談判済よ相成申ハ  
去る九日 主上太政官役所へ 行幸此座ハ前後の此固め  
ハ銃隊より矢張西洋太鼓を打ありし長門少將を立烏帽子  
直垂其外ハ皆衣冠よ此座ハ仁和寺宮ハい中よ此髪延ハ不  
申白き直垂を召馬上よ此座ハ 主上ハ此輦よ召ハ  
拜礼の者山の如く此座ハ京坂至て穩りて婦女子とも羣集  
いゝ花見等よ出掛申ハ暴ある士至て少く町人あよ大よ  
悦び居ハ様子よ此座ハ

中外新聞第九号

慶應四年三月廿八日

夫れ新聞紙の起原を尋ぬると、キタ 仙蘭西国より、ハ 寛永年中レ  
サノウドと云人始めて新聞雜報を集めガセト、ド フランス  
と名けて之を板行し英吉利よりハ寛文三年ロゼルレスト  
ランジといふ人ゼ子ラルインホルメーシオンと名けて始め  
て開板せしと云ふ、ハ 近代に至りてハ西洋諸国を言ふと及  
ぶに近くハ唐国の上海香港印度のシンガポールセイロン  
等を始めサントビス島の如き小国に至るまで新聞紙局の  
らざる国あり新聞紙ハ人の智見を廣め士農工商各其職務

又付て益有る事ハ衆人の知る所あれば論を待たば然れども其行をさしと行をれざるもの一を国風の異同は因り一を新聞紙の体裁は因り國人新聞を好むと雖も記を所悉く虚妄あるや或を陳腐あると死ハ看る人倦みて之を廢せ又著述の体裁を宜しけりとも忌諱多くして朝政は閑々る事を書記をるを禁せられ或を実事を記さるも芝居狂言の文句の如く地名人名を取替へて傳ふる如きを亦人の喜ぶざる所あり英吉利人を殊に新聞を好む且其国法書物の著述は禁制あり故に新聞紙の内は国政を批判し役人を諷する等の事なれども少くもこれを咎むる事なく却て廷議の

参考とすは是故に英吉利国ハ新聞紙の盛ある事世界第一なり數年前新聞紙局の數ロンドン府は百六十ヶ處其他諸州は二百三十二ヶ所愛倫は百十七ヶ所蘇格蘭は九十四ヶ所ありしといふ今ハ是も倍をぐりロンドンは出る新聞紙の最多く行をる者一度は七千万枚を摺出さるに至る摺横濱より英人の新聞紙を摺始めしを去る文久三年以來にして今ハ其家三軒あり又西洋文を翻譯せし者二三種既に出つと雖どもいづれも外国人の手は出さる者あれば日本の新聞紙といひ難し吾が江戸の開成所より七八ヶ年前出版せし事なれども其頃を看る人も少く且故より程ふ



く中絶せり然るに此等吾等の社中より海内海外の事を雑  
へ記し出板して公行せしは市中を更あり近国にも速に弘  
まりて僅に一ヶ月の間既に購求をり入千五百名に及べり  
世人新聞を好むの時勢なれば依て察をべく文運の開けと  
るも亦推して知るべし近頃京都に於て太政官日誌といふ  
書板行りて世に流行る然れども是を朝廷の公告なれ  
を吾等の會社の着述を以て竊に比較せん事恐ろしき事  
に民間に流行るる日本新聞紙の濫觴を此中外新聞ありと  
言せんも亦過當なれば非ざるべき歎

大樹公上野の岡に寺とありてふふとけし居を  
りけれは  
井上文雄  
此をれ君に記しりて此人の世の中よりあり行  
らむ

述懐

作者不知

自古英雄多數奇胡為大樹棄連枝斷腸三顧許身日揮淚南柯  
入夢時萬死報恩志未遂半途墜業恨何涯暗知氣運推移去月  
黑橋頭啼子規  
或云會津侯之作

題しらん

伊達自得 紀藩

三吉野に雲井のさくら此春はいらあふいらふさくらあふ

らむ

風をのこころむもつやふ櫻花さきれさひてもよれとちり  
あり

向島の櫻の枝よげひつけくさうく

とみ人しらん

都くそ思ひしうも面白く隅田川原の花の夕もえ

○

此頃英吉利コンシールの襲オオまれし風説盛し行まれし故第六  
号は其事を記せし後尚其虚実を探索ケンサクせしは全く浮説ウキウキこそ  
実事よも非ぞ依てこそ、よ断置セツクく

西郷吉之助駿府より直マ上京せし由來月帰着を乞ふ

○陸軍局布告の文

官軍の内筒拂ウツマひこれ有るべき由は付万一砲声相きとえは  
とも決しき動搖ウツマいしんまどくは此段向くへ不洩様相達せ  
らたぐくひ

三月

○喧嘩ケンカをめぐりし始むぐらうはといふ話

児童教導書一則を訳出せ

いづれの処よりなりん父子同居しし二人の子至てあつま  
しく暮クを者りりたり父存生の間の絶トえて物言モノガハシもあつりし

又父死せし時遺物の事よりて不図兄弟喧嘩を始めたり  
然るに思ひがけなく其夜盜賊入りて右遺物の品々を奪ひ  
去り是をわいて肝心の喧嘩の種ハ最早ありしに  
喧嘩の矢張り止まず終は一生涯中思しく暮せしと我  
先生曰一時一物の為に永久莫大の禍を引き出さず少くも  
す古今大小の事皆然り因て戒む小兒等よりせめてめつとよ  
喧嘩を始むる事あり

○  
京都より蒸気船三艘横濱に到着し大原侍従上陸しりし由  
去廿五日横濱より申越しり

英漢新聞紙に曰唐国より各国へ條約取結びの爲に使臣を  
差遣するにき旨評決し今年五月よりめり亞墨利加合衆国  
へ使節を遣するにき

○横濱新報告

廿四日廿五日兩日、當地に於て 勅使大原殿、各国公使を  
尋問致されし  
東久世前少將殿外一人横濱奉行に任せられ外士官三人と  
共に佐賀の蒸気船に乗し七八日の間、此港へ到着し運上  
所其外悉く受取られし由夫々々の内當地を外国人預り支  
配し、吳に様各国公使へ相頼まれし

天子ハ去リ廿二日一万人許の兵を引率ひんそつシテ大坂へ  
御幸座おんざハ

三月廿六日

中外新聞第十号

慶應四年四月朔日

横濱の新報告

東久世前少將殿并ニ肥前侍従三日の間ニ全權の勅命を以て當港へ來著シ各國公使ニ面會シ其地の奉行并ニ向後の事を取極む。談判スルべき由よしニ今上皇帝陛下大坂へ御幸の節六人の諸侯随従まがらひサリ即チ長州備前越前肥前肥後藝州これあり京都の留守ハ薩州へ命めいゼラレ警衛めいゑシテ居ゐル由よしニ  
仙蘭西国公使レオンロセス君此度第一等全權ニニストル

は昇進し且同人代任の者西洋六月中は横濱へ来着しつゝ  
べくは左をればロゼス君の西洋七月中此表を出帆し帰国  
相成るべくは右代任の者ハ是中やアレキサンドリヤのコ  
ンシルゼ子ラールを勤めしウートレイとソム人の由申米  
りい

三月廿七日

○ 此頃中の役替 佐久間鑑五郎を町奉行に任し木村兵庫頭  
を山勘定奉行松本直一郎を市中取締役の頭とある  
向山隼人心願に依て由免

東本願寺へ大坂猫間川の由固めを仰付られ西本願寺への  
役々参内の節 御所内焚き出し方を仰付られし由上方  
の文通は申越ししより

同一文通の序は左の歎願書の写を差越ししより是ハ會津侯  
の重臣より大政官辨事役所へ出しし文章ありといふ

### 歎願書

謹而言上仕は老寡君容保後去る戌年京師守護職 命せら  
れは処樊邑の儀を東奥の藩鎮として且京師を離れし事二百  
餘里應援の道も覚束なく力をなすより其任は勝へさらん事  
を恐と辞退申しへども其節ハ由事体ハ艱難 皇国の安危

よかくをりい此場合故強て相勤むべき旨 命せられいよ  
付数百年来の 隆恩奉報度 園藩決議京師を以て墳墓の地  
と心得罷登り大樹尊 王の趣意遵奉しし 周旋奉職仕い  
然る処 園らぐも 先帝不限の寵愛を蒙り 御賞答の 宸  
翰を下し賜をり其外度く 御宸筆は下置 恩賜の品くも  
幾度とあく拜戴仕い元來容保後誠実一心又勵精いし毛  
髪も私意無此座いよ付 先朝以來格別の 此依頼を蒙り  
大病の折ハ勿体あくる 至尊の此身を以て 内侍所は於  
て 此祈禱は遊下君臣水魚の情態 宸翰の表すも 此頭  
より下 當朝くても 先帝以來 叡慮遵奉守護職宰相

勤い訳を以て 推任前後 天恩の有り難き主従感戴泣謝  
罷在い随て大樹より度く褒賞有之彼是重くの 隆恩園  
藩肝膽は銘し冥加至極難有仕合奉存い前件の通 兩朝歴  
然るも 厚眷容保の誠実前後相替りい後寸分り無之い伏  
見戦争の後の徳川内府上洛先供一同登京の途中癸卯致さ  
れ武門の習い止む事を得ば應兵一戦も及びいのみして敢  
て 闕下を奉犯い後毛頭これあきハ万人の知る所い此座  
い然るも今日又於てハ料らぐも不慮の汚名を蒙りい段臣  
子の至情日夜慟哭君冤を雪がされハ死をとも不止と園藩  
決心仕居い頑固の習凡何とも撫諭の道無之私共は於てハ

至極苦心仕ひる此上を片時も早く雲霧快晴一藩の人民安堵仕ひ様幾重々も奉懇願以上

田中土佐 外連名

別紙

宸翰の儀を 先帝 此深意を為入に下置ひ故深く筐底に蔵め置ひへとも藩中危急の今日又差迫りひ又付内々此覧よ入を奉りひる 此垂憐は成下下恐 御奏聞の儀奉歎願ひ恐惶敬白

右願書を

宸翰并又 御詠又添へて差出されし由

○三月廿六日横濱出板タイムス新聞

廿二日の朝奉行より觸と出されし大原前侍従といふ公家 勅命を奉りて横濱受取の為又當港へ来着しるべき由あり此人紀州の蒸気船に乗込み廿三日入津を菊花の仰りて天朝の旗を望みて此地の役人等一時大に混雜せし様子あり

廿四日辨天よかいて 勅使の仏蘭西にニストルと面會り又英吉利の公使館を訪んとして本町通りを通行せらる其装の大名と大に異あり冠り物の西洋人の用なり中廣の帽子と違ひ皆の如き見馴れぬ形の冠あり其人を若年よて

立派より利口らしく見請けし

勅使直より布令書を出し肥前薩戸筑後の兵を率<sup>ひき</sup>かてりり  
来りし由を觸知らし且箱根より江戸までの道筋を既<sup>も</sup>悉  
く官兵りて取切り聊も混雜<sup>まじ</sup>の事なく氣遣<sup>きづ</sup>ひこれなきに付  
外国の番兵を引取り以て不苦閑<sup>ま</sup>門其外番所等引渡し吳<sup>ご</sup>と  
以様よとの掛合あり我等の方よりても勞倦<sup>うづ</sup>せし兵卒の為  
を尤好む所あり

大原前侍従を 前將軍より命し置られし神奈川奉行を  
其俣<sup>は</sup>再勤せしむるしとの風聞ありしを左におく外様の  
大名一人を横濱の奉行に任し近々来着せしといふ此人

を尚在京と云

今度俗務の役人一人も来らざる當分運上所并<sup>な</sup>諸役所先  
く是すやの通江戸役人の取扱あり

北国よりの使よを 勅使船より仙臺へ着岸<sup>きり</sup>し由  
をトレルと名くる船兵庫より来り其話<sup>ま</sup>よを其船彼地を  
出帆の頃 天子大坂へ由幸あり程あり 由乗船りて江  
戸へ来らせりよべしとの風聞あり

ドル相場四十二匁七分五厘より四十二匁九分五厘  
在苗軍船英八艘佛二艘亞二艘宇漏生一艘商船廿五艘

渡部一郎 譯



西郷吉之助歸着の由

中外新聞第十一号

慶應四年四月五日

横濱在苗仙蘭西の教師ヤノワン氏より一封の書を寄せ且  
自筆にて写したる地図一枚と是は添たる一小冊とを贈り  
来り其書中の大意は今度江戸にて新聞紙開板は成る  
事誠に以て天下有益の盛業あり何卒中絶これなき様致し  
度は此一小冊は世に公布して益有る書なれば急は翻訳し  
て新聞の中へ差加へられ様且亦翻訳書往々其実を失ひ  
或は新聞紙に於ては事実を以て略して曖昧ある記し方  
これらものあり成る丈右様の弊は流まざる様希望此事

よ由座は云く○右の通々ノワン氏より申来りといへ共  
吾自ら仏蘭西文を訳する事能む依て友人入江文郎と乞  
て之を翻訳せしむ出板近日は多し先づ此事を記して  
以てヤノワン氏の厚意と酬也と云ふ

四月二日

柳河春三識

去る朔日 勅使柳原殿江戸へ下着あり

此頃中山陽山陰二道の諸国へ去冬の如く神符の類あま  
降り是に依て至て賑あり

京都出板の大政官日誌三月中卷八より既に出來り由

て友人の許より一冊つゝ送り越しより右を上方より何  
方の書林より自由と賣買らる由あれども當時飛脚屋荷  
物運送差支へ江戸より手に入り難し他日善き都合を得  
て彼地の書林へ引合ひ此新聞紙と交易して両地互に相弘  
むべきなり

帝鑑間諸藩より京都へ歎願書を出しは処謝罪の儀尤よハ  
いへ共大総督立置られは上の其手を經むるを 関し召  
され難きとの由付札有之因て駿府へ帰り右願書差出  
大総督は落手と成りたる由  
仙臺へ遣はされしる 勅使九條殿并澤殿薩長の兵を率

松島へ軍船して到着し瑞巖寺に一泊其後養賢堂といふ学  
校に滞留のし  
大概平次即ち磐溪を仙臺して大番頭とあり周旋役を勤め  
たり  
同家の家老伊達将監是亦歎願書を以て出府の由  
近日横濱へ来着らるべき人名を東久世前少将肥前侍従并  
又徴士井関齊右工門大隈八太郎陸奥陽之助等ありと云  
去る三月廿六日白銀今里村南部遠江守下屋敷火茶庫破裂  
し死者二人

題しらば

大神の牧

けくれつるは名をもをまけ何事も一のふの岡の花り白雪

○四月二日の觸書

此度一橋殿田安殿の連名の由歎訴状一橋殿の持参東海道  
官軍大総督宮内方への参上且若年寄大目付の目付も  
同様為歎願置出の處上様の恭順の謹慎の由誠意相顕を  
れは又付て寛大の思召を以て由沙汰の品に先鋒総督  
より勅諭を以て仰出さるべくは段仰渡されは又付て  
その他も此上兼ての由趣意厚く相守り弥相慎み居は様可  
致し

右の趣向へ早く可相觸以

四月

○京都の觸書の写

此度の一新又付石清水宇佐箱崎等八幡大菩薩の称号止め  
させられ八幡大神と奉称の様 仰出されし事  
中古以来某権現或ハ牛頭天王あど稱し其外佛語を以て  
神号又相稱以神社少くは何とも其社の由緒又基づき  
称号相改め可申事

但し 勅祭の神社を伺出の上相改め可申其餘の社の  
裁判鎮臺領主支配頭等へ申出相改め可申各相改めの

上を當局へ届出可申事

佛像を以て神体と致し以神社を以来相改可申事

附り本地あど唱へ佛像を社前又掛け或ハ鰐口梵鐘

佛具等の類差置き分ハ早く取除け可申事

今般 王政復古旧弊を一洗を為在ハ又付諸国大小の神社  
よおいて僧形して別當或ハ社僧あど相唱へハ輩ハ復飾  
仰出ハ若復飾の儀無餘儀差支られ有る分を可申出以  
仍て此段可相心得事

但し別當社僧の輩復飾の上ハ是までの僧位僧官返上  
勿論よ官位の儀を追て 以沙汰在らせらるべき旨

伺の通々 仰出の事

當今の處衣服を淨衣きんぎょいとして勤仕きんじ可致事

右の通相心得復飾い〜い面と當局へ届出可申上い也

辰三月

神祇事務局

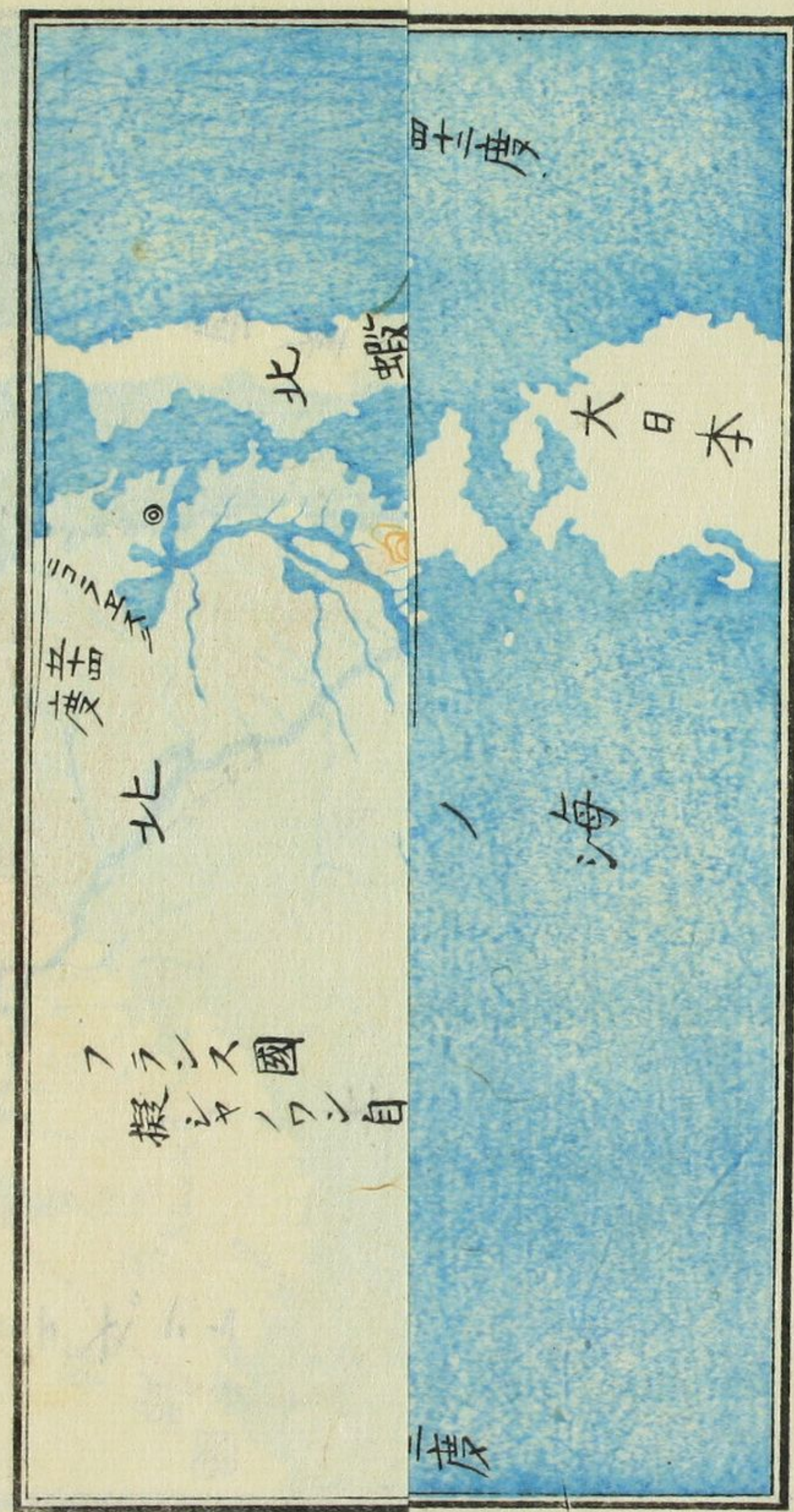
○ 比叡山ひゑ并よ三井寺の僧徒そうとへ還俗かえぞうの事を 仰出され〜ると

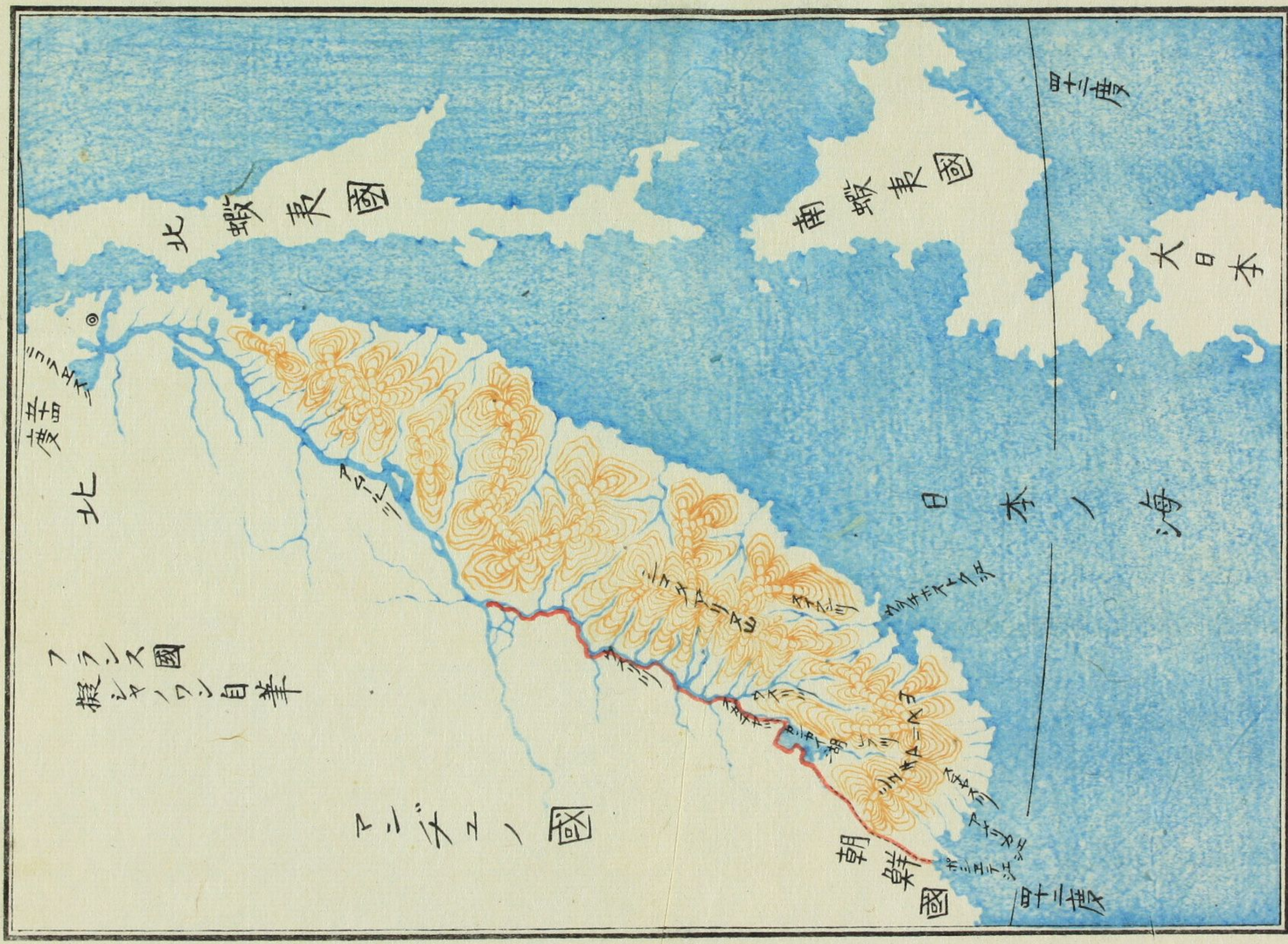
の風聞ふうぶんあり虚実をい〜と詳つづありん

勅使橋本殿柳原殿昨四日入城相成い

亞墨利加あむりかより買入かひいれする鉄船てつせん去る二日横濱より着き以軍艦くわんかん役並

小笠原健藏岩田平作乗込のりこ〜と来る





朝使橋本辰蔵岩田平作乗込のりこて来り  
 亞墨利加アムリカより買入かひいりする鉄船てつせん去る二日横濱ヨコハマに着以軍艦せんかん役並やくならび  
 小笠原健藏



中外新聞第十二号

慶應四年四月十日

御宸翰之御写

朕幼弱を以て粹又大紗を紹ぎ尔来何を以て万国又對立一  
 列祖又事へ奉らんやと朝夕恐懼不堪へざらあり竊又考  
 ふる又中葉 朝政衰へてより武家權を専らふ一表の朝  
 廷を推尊して実を敬してられを遠ざけ億兆の父母として  
 絶えて赤子の情を知る事能はざる様計りあり遂に億兆の  
 君も唯名のみよ成り果それ為る今日 朝廷の尊重  
 を古も倍せしが如くして 朝威の倍衰へ上下相離る事

霄壤の如くかくる形勢よく何を以て天下よ君臨せんや今  
般 朝政一新の時よあつり天下億兆一人も其処を得ざる  
とたひ皆 朕が罪あれバ今日の事 朕自身骨を勞し心志  
を苦しめ艱難の先よ立ち古 列祖の尽させ給ひし蹤を履  
み治蹟を勤めてこそ始めて 天職を奉りて億兆の君よ  
所よ背りざらば往昔 列祖萬機を親らし不臣のり有  
れり自ら將としてこれを征しよまひ 朝廷の政よべて簡  
易よし如此尊重あらざる故君臣相親して上下相愛し徳  
沢天下よ洽く国威海外よ輝きよあり然るよ近来宇内大よ  
開け各国四方よ相飛雄まゐるの時よたつり獨我邦のみ世界

の形勢よろしく旧習を固守し一新の效をえりらば 朕徒  
らよ九重中よ安居し一日の安を偷み百年の憂を忘るる時  
を遂よ各国の凌侮を受け上を 列聖を辱しめ奉り下を億  
兆を苦しめん事を恐る故よ 朕よくよ百官諸侯と廣く相  
誓ひ 列祖の偉業を継述し一身の艱難辛苦を問はば親  
ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂よち万里の波濤を拓開  
し國威を四方よ宣布し天下を富岳の安きよ置らん事を欲  
む汝億兆旧来の陋習よ慣れ尊重のみを 朝廷の事とあり  
神州の危急を知らば 朕一よび足を奉るバ非常よ驚き  
種々の疑惑を生し万口紛紜として 朕が志を成さざらば



むの時の是 朕をして君たる道を失わしむるのみあしむ  
後て 列祖の天下を失わしむる也汝億兆能く 朕が志を  
体認し相率めて私見を去り公議を採り 朕が業を助て  
神州を保全し 列聖の神灵を慰ふ奉らしめば生前の幸甚  
あらん

右 由宸翰の通廣く天下億兆蒼生を 思食させ給ふ  
深き 由仁惠の 由趣意又付末この者又至るまで敬  
承し奉り心得違ひこれあく 国家の爲に精く其分を  
尽さむべき事

三月

總裁

輔弼

三月九日 皇帝陛下大政官代へ 行幸在らせられ三職を  
召させられ親うら蝦夷地開拓の事件を 由下問有之由  
一同開拓可然旨を奉答其後酒肴を賜をりし由  
同月廿日頃の事ありし下総結城の家臣其主君に叛きて籠  
城せしり忽ち落城せりと云ふ  
近国処より一揆起りて穩あらざる風聞あり看官慥ある報  
告ららば投与し玉ふべし  
上方より来りし人の話より京都より世祿を廢止するの論あり

り付て先づ公家より始めざれば天下は普ねく行かずべ  
うらぐ依て公家の世祿を廢する事不日又布告するべしと  
の評判ありと云  
箱館に奥州諸藩へ引渡しよ成る由彼港の江戸役人等へ  
近日帰着をべし  
北陸道の 勅使岩倉殿下着りて浅草東本願寺に止宿せ  
らる

○ウスリ地方の説 図一枚添 是は仏蘭西のワ  
氏の贈りし者あり○原本は魯西亞人の著述ふ  
て是を仏蘭西文に訳し地學會社新聞冊の中へ載

せしり即今一千八百六十八年の刊本あり

入江文郎 訳

去る一千八百五十九年魯西亞政府より黒竜江

國中にアムール川とらる者即ち黒竜江あり  
ウスリ川及び其屬地の水辺并に東海の岸に蕃殖せる樹林  
を見分るる為は樹林掛り甲必丹ブダイク左ノ氏を頭取とし  
て三人の地形学者を遣はし此諸士官四年間穿鑿を成  
し學問上は甚切要ある箇條を多く集録せり扱ブダイク左ノ  
氏を其僚佐の集めたる材料と自己の考索とを依りて三部  
の書を著しし其標題左の如し

第一黒竜江ウスリ川及びウスリの向岸の地方は生植せらる  
諸種樹木の事を記ししる物産書

第二此度尋ねしる地方は於て魯西亞より植民せらるは適當  
ある場所の樹林の記

第三此地方の凡土の概略

右の書を姑く差置きブライクモフ氏黒竜江ウスリ川の辺及  
ひ東海諸岸の国土の図を作れり其図の大きさの真形二百万  
分一としし右の諸士官の集説及び前人の諸書は攬りて作  
れる者あり但し此板本を縮刻せしむる凡四百萬分一  
其穿鑿ししる海濱の国土も北緯四十二度より五十五度

至り英京グレリン・ギチの東經百三十度より百四十二度  
至る是れ遠大の曠土としし其内の諸地方を氣候土性地形  
甚不同しり此地方の内重立ちしる山脊をいしめしシコタ  
マリ山脈としし黒竜江と東海に注入する諸川との間隔  
を成る此山脈をいしめし世は著岡せしむ且其最高峰の幾何  
を知るは只知し渡りしる所をいしめし此山北方より大は低  
く成り一方殊はカンカイ湖よりサイフンに往く路の処は  
又終は曠野とあり雨水は依て滋潤を取る  
此地方は於て最要用ある湖水はカンカイ湖ありカンカイ  
を元來漢語しし地中の海と云ふ義あり種々の讀声ありて

カンカともキンカともシ子カイとも唱ふ此湖水の積大凡  
空ルスト平方ありの一千箇あり

空ルストを魯西亞の一里より我九町五十二間は當る  
其最長き処の第六の固場よりレフーの川口まで九十空ル  
尺トよして最廣き四十乃至八十空ルストあり此湖の測  
量いさゝ精密あるよと至らざれ共衆説を據るよ其底五サ  
空ルニは過る処あり水涯より一空ルスト離れて其底半ア  
ルニニより深き処の殆んど稀あり

サ空ルニを尺の名よして我七尺一寸許アルニニをサ  
空ルニの三分一よして我二尺四寸弱あり

此湖ハ七川の水られ又注入を扱それより出る川をスニガ  
チヤ川あり湖の周圍のをぐて曠野あり其野ハ屢々雨降り  
て灌溉を其時およそ窪き処を變じて巨大の湖とあり彼此  
突起する処を小島の如し一千八百六十一年は於て喫水二  
尺の蒸気船を以てスニガチヤの河道を離れて此曠野を駛  
行ししり山の側面此湖は傾接するを尺ニヤありツリ  
ログ固場の辺及びハ子キエ河口と漁師岩の固場との間お  
り湖の中腹はあり東及び東南の処よりアスキカンカイ  
一タヤウカヤと云へる第二の湖あり長さ三十空ルスト幅  
二空ルストより五空ルストに至る狭き地腰ありて二湖の

間隔を成る湖の周辺の草木甚と多ううざれとも遠く離る  
ざる諸山は松林なり

カンカイ湖と甚ど烈風多し三日の間静ある事稀あり湖  
上又起る烈風暴雨の根原を考究するは湖水の占位せる廣  
谷の周圍は於て其山と深谷は断截せられ温度の僅の変は  
て凡其断截の間を吹過するあり

湖より洩れ去る水流スニガチヤを湖とウスリ川との間  
て蛇行して曠野を貫けり此川水の湖より出る所は魯西垂  
の固場及び支那の石ニ湖詳を建てりスニガチヤ川を屢  
溢して曠野は灌ぐ或る一年の内数度は及ぶ事あり其濱は

え樹木甚稀あり

シコタアリニ山よりウスリ湾の直線の方角よりレブー川  
五十をルストの長さ奔注を河辺の溪谷皆豊草の地より  
其源を諸高山の中は在り松杉の密林夾列を河の中腹も樹  
林夥し此処は平葉沙梨櫻杏等の樹なり

ポレエテ湾より一千八百六十一年九月一日より一千八百  
六十二年九月一日までの温度レオウムル氏の寒暖計より  
夏十六度五十三分秋四度九分冬は氷点下七度六十二分春  
は五度六十一分一年平均中等の度の四度八分あり  
ポレエテ湾は大抵氷結する事あり年中着船するは妨あり

ウラゴウストックを一月間或ハ半月間氷結をオルガ及びウ  
ラゴミル湾に於てハ大凡二月半程も凍り此兩湾の間の  
海の氷ハ甚薄一且年々必しもこれ何れハ非をポルタエン  
ペリマルの港ハ十一月の上旬より三月の下旬まで凍結以  
カストリニコラエスク二港の間は於てハ黑竜江十一月の  
初より五月十日或ハ廿日頃まで氷の下は潜流をウスリ川  
を只十一月の末は初めて氷を覆ふ然れどもノエルの辺は  
於てありてハ氷上の通行を試る者あり此川ミマルの辺或  
をそれより前の處よりハ氷ありスイフシを大凡四ヶ月の  
間凍り其水流甚と迅疾あれば氷其全面を覆ふ且其甚北

方は倚まらる處も亦然りボードスンガリ川は於て見る  
所と同様あり故はボラ及びエマを只彼此の處より凍る  
のみ ○訳文尚長ければ後冊に続出を

○日本國當今急務五ヶ条の事

- 一 我日本の永久獨立國として決して他國の附屬とな  
らざらん
- 二 我日本獨立せんと欲せば是は相應せる國力を起さざ  
らざらん
- 三 右國力を起さんと欲せば 日本國中宜く一致をば

四 日本国中の一致せん事を欲せば国人をしりて悉く政府の政より従むべし

五 国人をしりて政府の政より従むべし然んと欲せば政府より廣く日本国中の説を採るべし決して一方の説より泥むべし

右五ヶ條西洋国法学の大綱領より基つきて我国當今の急務を掲示するものあり

戊辰四月 江戸用成所 神田孝平識

○附西洋国法学より関する書目

万国公法 既刻 西洋事情 既刻 同外篇 近刻

泰西国法論 既刻 經濟小学 既刻 隣草 未刻

英政如何 近刻

○題よりらん ともみ人あらん

君とあまらうらまをらからいとみあふ都もひあもらまはの世や

あつひあまき玉とみ玉も何らせむ瓦と共にくはけゆく世の

或曰、安房守義邦 勝

打手の使きよりころあ ともみ人あらん

あまねく 我世もおあし浮雲の上野の櫻今うちまらむ

下恐以書付奉歎願は

一 私共後下賤の身を以て恐を不顧奉歎願は後を甚以奉恐入は後よを座はへ共是もや数年来泰平の恩沢に浴しはも全く天朝并々徳川家の徳沢に座は処今日の座場合下賤の身より更に奉存は後又無座はへ共追々町奉行所より江戸市中へ觸出されは書付等の趣又てを下恐東叡山は謹慎罪を一身又は引請諸人の苦を由救ひは遊度厚き思召の程如何にも難有奉恐入涕泣の至よ座は然る処追々先鋒は縁入相成は付市中一同晝夜寐食を忘る恐宿罷在は何卒廣大の慈悲を以て下

この者共まが安心仕は様 此憐愍の由沙汰よ成下置は様一同奉願上は以上

慶應四年辰四月五日

連名九十餘人

右に 此先鋒の宿所へ差出は難願書して駒込巢鴨小石川音羽太塚谷中本郷菊坂辺町と町人惣代名主加判の書面あり

福沢諭吉の藏板西洋旅案内といふ書を重板し西洋事情後編と名づけて賣出せし者より其名前任所相分りはた板元へは知らせは下度は



重板ハ万国普通ふつうの嚴禁げんきんあり然るに奸商けんしょう往々此禁を犯かむ者  
少くなく此度ハ制度せいどハ一新の折柄せりば何卒此律を嚴正げんせいより  
王ちん事海内著述家ちよどくの至願あり

中外新聞第十三号

慶應四年四月十三日

仙臺侯の建白書

此頃浪華の書信中より此一通を寄せ来る依て即  
ち印刷を但其写本極めて匆卒きうそつ又写しつゝ者と  
見えて往々誤脱ごたつ讀み難き処あり今筆又随て一  
二を補正おぎなせし雖も尚悉く訂おとす事能くは看官かんくわん若  
し善本を得む幸よこれを校正せしむ

就徳川□□叛逆はんぎ為追討近日官軍東海東山北陸三道より  
可令進發しんしやうはつぱつの旨は仰出付てを奥羽之諸藩宜知おん尊そん王之み大

義相共ニ謀援六師征討之決旨 由沙汰之趣以由書付也  
仰渡猶又會津容保此度徳川□□叛逆ニ与一 錦旗へ砲発  
大逆無道可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>發征伐軍以<sub>レ</sub>間臣慶那一手を以て本城襲撃速  
ニ可奏追討之功旨 由沙汰之趣謹て奉畏以若松東北の一  
孤城と雖も臣慶那一手ニ襲撃<sub>ニ</sub> 仰付<sub>レ</sub>段々武門の面目  
も叶<sub>レ</sub>難有奉存<sub>レ</sub>速<sub>ニ</sub>一藩中ニ布告出陣の用意仕 官  
軍由進発の期<sub>ニ</sub>速<sub>ニ</sub>應援襲撃可仕<sub>レ</sub>然<sub>レ</sub>處弊藩奥海の濱  
ニ僻在仕道路遼遠 朝廷由決議の由深旨も詳細不奉辨畿  
内上国之形勢等唯<sub>レ</sub>傳聞而已真偽虚実明白決<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>固陋  
一隅の見を以て言上仕<sub>レ</sub>儀千万恐悚の至<sub>ニ</sub>奉存<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>共既

ニ廣く言路を閉<sub>レ</sub>せられ以上を存付の次第黙止居<sub>レ</sub>てハ  
臣子<sub>ノ</sub>分難<sub>レ</sub>不顧忌諱<sub>ニ</sub>左<sub>ニ</sub>奉言上<sub>レ</sub>ハ 王政復古 朝議由  
一新の折柄一旦天下の兵を以て為<sub>レ</sub>動関東 由征伐<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>  
段々<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>恐重大の事件深<sub>ニ</sub> 叡慮も<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>以上と<sub>レ</sub>奉存<sub>レ</sub>以  
ハ共天下の人心帰着仕<sub>レ</sub>事<sub>ニ</sub>無<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>以て<sub>レ</sub>難<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>成然<sub>ル</sub>ニ  
先達て□□御用<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>冬 内可仕旨由沙汰<sub>ニ</sub>付會桑等先  
手<sub>ニ</sub>仕上京仕<sub>レ</sub>中途右両藩より 官軍へ砲発仕<sub>レ</sub>ハ叛逆  
無<sub>レ</sub>紛大逆無道の朝敵<sub>ニ</sub>付追討將軍を以て 由征討<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>  
以<sub>レ</sub>趣由布告<sub>ニ</sub>相成<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>處□□臣下等布告の趣<sub>ニ</sub>先手<sub>ノ</sub>  
者関門へ差掛<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>節儀<sub>ニ</sub>薩藩勢より及砲発不得止争闘<sub>ニ</sub>

至り由有之如何も倉卒紛擾の間砲発いづれ先孰  
れ後分明不相辨凡聞も有之臣慶邦 水沙汰の趣を奉疑  
□□布告の旨を信トいよい曾て無水座いへ共発砲前後判  
然不相辨より人心疑惑十は八九を可有之是も人心一定不  
仕一条水座い徳川祖先數百年の禍亂を定め撥乱反正大  
勲勞を今更申上い迄もこれあく累世偃武修文海内を鎮静  
仕い事既二百餘年の久き及ひ運澆季に属し武威漸く  
不振遂に嘉永癸丑年以來外夷陸續紛至人心騷然其間もた  
□□處置宜を得を失ふ体不當の後不少も可有之いへ共今日  
よ至り既に政令帰一公平正大の旨を以て 皇国を安んト

奉らんる為に政權を 朝廷に奉歸い上を又何事を企望仕  
可奉背 朝廷哉と人心の疑惑十は八九は可有之是人心一  
定不仕二条水座い方今 王政復古紀綱一新万民刮目の  
聖運に相當繼天立極万世無窮の水大策は為建誠に親民  
如赤子民の奉仰 朝廷又如父母一夫不得其所者ふきをを欽  
慕仕い折柄一朝海内の兵をは為動無辜の万民水火塗炭の  
苦に陥りい段可哀可憐之至必 幼帝の 聖慮には為出い  
よは有之間敷と人心の疑惑十は八九は可有之是人心一定  
不仕い三条水座い□□既に退去仕い後泰然不動恭順罷  
在い由然る小先年毛利大膳大夫家来共 闕下に於て砲発

仕以段を一時卒尔の誤一旦朝敵の汚名を蒙り以て共真情  
実意明白は相顕をれ以上を寛大の 此仁恕を以て官位復  
故入京 御免は成下は此儀□□とて一旦祖先の大功を  
は為棄徒らば発砲の前後を以て叛名を以て定めては諸藩  
の心服を勿論下は賤民に至るまで感服を仕間敷人必の疑  
惑十は八九は可有之是人必一定不仕四條は此座は抑又外  
夷は交通の後追は此多端は此為成當今既は十餘国は相  
及び此時は當りて一旦天下の兵を動し四海鼎沸の勢は至  
り以て彼等と雖も必を坐して傍觀を仕間敷各因帝王の  
指揮を受け如何あり挙動は及ひは難計然る時ハ此国辱

を宇内の万民は此為流は姿も相成人心の疑惑のみあは  
ず寒心杞憂痛哭仕以者又十は八九は可有之是人必一定不  
仕五條は此座は彼是を以て深思熟慮仕以て 朝廷より出  
師追討の後暫くは用捨は此為在□□等此譴責の後廣く諸藩  
の論定を以て為尽天下と共に正大公明無偏無黨の公論は帰  
し以て此處置は此為在は必しも不勞六師彼自ら服従可仕  
此段竊は奉懇願企望は古語にも輝徳不輝兵を先王の美德  
と仕又裴晉公の處置得宜能服其心と申格言も此座は  
是等の處へは目的を以て注 王政復古曠世之は成業は  
大成は為在は様仕度臣慶邦微衷 此諒察偏は奉希望は若

一不然一旦赫怒萬民の服不服をも以問無之躁急そうきやう 以追討  
と申事よてハ諸藩の向背も難計海内分裂群雄割據慶元以  
前二十倍をるの大乱を醸かほ一加之外夷其衅を窺うかがひ 皇国古  
今未曾有の事変を生一却て轉福為禍と申ものよて千万非  
計之得者也臣慶邦竊ひそも痛心恐惶仕ハ不肖の浅見菲論極め  
て 以採用よも相成間敷と覚悟仕ハ一共如是 以成運  
の機會も黙止仕ハて去却て不忠の筋も當り可申と不顧  
越俎謹て奉言上ハ臣慶邦誠恐誠恐頓首謹言

二月 日

仙臺中將

鴨西外史評通篇叙事詳密章法分明無隔靴之憾假令其言

不必中肯綮尚不失黃絹幼婦之稱也况其所論確不可拔乎

○四月七日夜 於平岡丹波守宅申渡

塚原寛十郎

名代姓名略也

兼て逼塞ひつそくハ 仰付置ハ塚原但馬事重罪よるよ依り可ハ處  
嚴科の処格別の寛典を以死一等可ハ宥 勅諭ハ付ハ裁許  
の品可申渡処出奔ハ付尋出ハ様可ハ致ハ

小野内膳

兼て逼塞ひつそくハ 仰付置ハ其方事重罪よるよ依り可ハ處嚴科  
の処格別の寛典を以死一等可ハ宥 勅諭ハ付永ハ預の格

揚座敷へは差遣りの也

龍川播摩

兼て逼塞に 仰付置に其方事可<sub>レ</sub>處嚴科の處格別の寛典  
を以て處置可致旨 勅設<sub>二</sub>付永蟄居<sub>一</sub>に 仰付に

平山図書

同文言

設樂備中

兼て登城見合の様相達置に其方事可<sub>レ</sub>處嚴科の處格別の  
寛典を以て所置可致旨 勅設<sub>二</sub>付蟄居<sub>一</sub>に 仰付に

榎本對馬

同文言

室賀甲斐

同文言

閉門

大久保主膳

戸田肥後

同文言

永井玄蕃

兼て逼塞に 仰付に其方事云々同文言

右之通

○  
去月廿六日 皇帝陛下自ら御船に乗しつゝ天保山辺に碇泊しつゝ外国船を巡見しつゝ此時諸船より祝砲を發せ其声天又轟くと云ふ是は横濱新聞に載る所あり  
三條殿中御門殿并は毛利路守各其嫡子を学藝傳習の爲に英吉利に遣はせり

英人サトウ曰新聞紙を成る丈事實をよく糾して実説を載せる様を乞ふ其故は天下の人民に信用せらるゝ物あれを其關係小あらざるを以てあり大久保氏の建白會津藩の歎願書あつてを出しつゝ最も佳あり吾既は英文に訳して新

聞局へ贈り是は日本の事情を外国人にも廣く知らしめんが爲あり

同人又曰第二号にサトウは土州侯の側近なりと記せり是傳聞の誤あり吾只土州容堂老侯の病に依て醫士奔リスを周旋せしのみ

